

<別紙 1 >

老人保健施設のぞみ苑施設サービス重要事項説明書
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 名称等

- ◇施設名 老人保健施設のぞみ苑
- ◇開設年月日 平成 5 年 1 2 月 1 3 日
- ◇所在地 岡山県津山市川崎 554-5
- ◇電話番号(FAX) 0868-26-8877(0868-26-3100)
- ◇管理者名 石川 泰 祐
- ◇介護保険指定番号 介護老人保健施設 (第 3350380014 号)

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、別紙に運営規定を定めています。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜間勤務体制	業務内容
医 師	2		1	医学的管理
薬剤師	1			薬剤管理
看護職員	10	1	1	看護業務
介護職員	17		1	食事・入浴・排泄等の生活援助
支援相談員	2			心理・生活・環境への相談援助
理学療法士	1			機能訓練
作業療法士	1			機能訓練
介護支援専門員	1			個別サービス計画の作成
管理栄養士	1			栄養指導
栄養士・調理師他	3			調理

(4) 勤務体制等 日勤者(08:30-17:00)準夜者(16:30-01:00)深夜者(00:30-09:00)
当直時間帯には、2名の職員(看護職介護職)が勤務しています。

(5) 入所定員等 定員 50名

(6) 療 養 室 個室 4室 2人部屋 9室 4人部屋 7室

2. サービス内容

- ◇施設サービス計画の立案
- ◇介護予防短期入所療養介護計画の立案

- ◇短期入所療養介護計画の立案
- ◇食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食（8時～9時） 昼食（12時～13時） 夕食（18時～19時）
- ◇入浴
一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ◇医学的管理・看護
- ◇介護（退所時の支援も行います。）
- ◇機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ◇相談援助サービス
- ◇理美容サービス（原則月1回としますが、希望される方は対応します。）
- ◇行政手続代行
- ◇その他
※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に、利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. ご利用料金

(1) 料金内容

事業に係る料金の詳細は、別表1 利用料金表のとおりです。

(2) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

お支払い方法は、窓口支払若しくは口座引落となります。利用契約時に金融機関（郵便局・中国銀行・J A）をお選び下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇協力医療機関①

名 称 財団法人津山慈風会 津山中央病院
住 所 津山市川崎 1756

◇協力医療機関②並びに併設医療機関

名 称 医療法人東浩会 石川病院
住 所 津山市川崎 554-5

◇協力歯科医療機関

名 称 神崎歯科医院
住 所 津山市西吉田 39-3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ◇面会 午前8時～午後8時
- ◇外出・外泊 前日迄にサービスステーションまでお届け下さい。
- ◇喫煙 禁止いたします。
- ◇飲酒 禁止いたします。
- ◇火気の取扱い 使用禁止
- ◇設備・備品の利用 施設にあるものをご利用下さい。
- ◇所持品・備品等の持ち込み ご相談下さい。
- ◇金銭・貴重品の管理 原則として持ち込み禁止です。
- ◇外泊時等の施設外等での受診 前もってお届け下さい。
- ◇宗教活動 他の利用者に対する活動はご遠慮下さい。

◇ペットの持ち込み 禁止いたします。

6. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー・消火栓・屋内消火栓・防災扉
- (2) 防災訓練 年2回以上

7. 禁止事項

等施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 個人情報の取り扱い

利用者様等の個人情報については、別紙11「患者さまならびに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」並びに別紙12「個人情報に係る利用（入所）時確認票」による取り扱いに遵守します。

9. 要望及び苦情等の相談

(1) 施設

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、要望や苦情などは、お気軽にご相談下されば速やかに対応いたします。

相談受付者 新田 栄子 電話（0868-26-8877）

相談解決者 石川 泰祐 電話（0868-26-8877）

(2) 施設外相談先

- ① 岡山県国民健康保険団体連合会介護110番（086-223-8811）
- ② 津山市福祉健康部高齢介護課（0868-32-2070）
- ③ 美咲町柵原総合支所住民福祉課（0868-62-1114）
美咲町地域包括支援センター（0868-66-1195）

10. 送迎の実施について

介護予防短期入所療養介護サービス及び短期入所療養介護サービスにおける、通常の送迎の実施範囲は、津山市(旧阿波村地区、旧久米町地区は除く。)及び美咲町(旧柵原町地区)の区域です。

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所が、利用者に対しサービスの提供をするため事故が発生した場合は速やかに市町村、当該利用者家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- (2) 当事業所は、利用者に対しサービスを提供するため事故が発生した場合には、必要に応じ損害賠償を行います。

12. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については「未実施」となっています。。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について事業所従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 当該事業所において、事業所従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

14. その他

当施設についての詳細は、ホームページ並びにパンフレットで確認いただけます。。

老人保健施設のぞみ苑施設サービスを利用するにあたり、重要事項説明書、別表1「利用料金表」、別紙11「患者さまならびに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」及び別紙12「個人情報に係る利用(入所)時確認票」について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

<署名代行者>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

<身元引受人①>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

<身元引受人②>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩